

## 後見制度支援預金規定

### 1. (後見制度支援預金)

後見制度支援預金（以下、「この預金」という。）は、預金者の財産を保護することを目的とし、普通預金規定に加え、次条以下の特約を定めるところにより取扱います。

### 2. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の（未）成年後見人（以下、「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、当行所定の届出を行った預金者の後見人が行うことができるものとします。
- (3) 後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (4) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

### 3. (取引方法に係る特約)

- (1) この預金は、後見人が指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座からの払戻し
  - ② この預金口座からの定期定額送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。
- (3) 本条第1項第2号の規定に基づき、この預金口座からの定期定額送金の設定を行う場合は、おきぎん自動振込サービスにて取り扱います。この場合、おきぎん自動振込サービス規定が適用され、当行所定の申込書により引落口座としてご指定いただいたこの預金と同一名義の普通預金口座へ振込期間内の指定日に一定の金額をお振込いたします。振込期間終了後、引き続き定期定額送金を行う場合には、再度、当行所定の申込書により設定を行うものとします。
- (4) 本条第1項第2号の規定に基づき、この預金口座からの定期定額送金を設定する場合は、当行所定のおきぎん自動振込サービスの手数料をこの預金口座より支払うものとします。

### 4. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行に直ちに連絡のうえ、当行所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦ 預金者が未成年後見人であった場合、成年となった事実：預金者

### 5. (各種お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) キャッシュカードの発行
- (2) ATMを利用した払戻し
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) この預金口座からの各種料金等の自動支払い
- (5) 通帳不発行の申し込み
- (6) マル優の利用

### 6. (解約に関する特約)

- (1) 預金者がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、預金者は指示書を提出する必要はありません。
  - ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第3条第3項に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
  - ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ② この預金口座の残高が第3条第3項に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
  - ③ 普通預金規定第15条に定める預金の解約を行うとき
  - ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

### 7. (適用条件)

- (1) この規定に定めのない事項については、普通預金規定およびおきぎん自動振込サービス規定が適用されるものとします。
- (2) この規定と普通預金規定またはおきぎん自動振込サービス規定が抵触する場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
- (3) この規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

**8. (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上  
(2022年5月23日現在)